

## メタボ健診費用が 医療費控除に

いま、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が、働き盛りの中高年の大きな関心事となっています。とくに今年4月から40～74歳の保険加入者を対象に特定健康診査、いわゆるメタボ健診が導入されました。このメタボ対策にかかる自己負担費用の医療費控除の取り扱いが明らかになりました。

### 1 対象者

特定保健指導を受けた人のうち、日本高血圧学会（血圧測定）、日本動脈硬化学会（血中脂質検査）、日本糖尿病学会（血糖検査）の診断基準を満たす人です。これらの人々は、医師の指示により、具体的な生活習慣病の改善指導が必要な状態であることから、医療費の範囲たる「高血圧症・脂質異常症・糖尿病と同等の状態と認められる基準」に該当することになります。

### ナマの税務相談室

**Q** 先生、生前お世話をかけた父M太郎が昨年11月10日に死亡し、本年9月10日が相続税の期限です。相続人の私 郎と母千代子とで所轄S税務署、税務事務所、取引銀行等に何回か赴き、父の遺産は1億1千万円ほどとメドがつきましたが、遺産のうち父が生前購入したハワイの遺産の土地が。

**A** 成る程、1,000m<sup>2</sup>も、この土地は別荘地のようですね。

**Q** 先生、父が平成5年に500万円ほどで購入したものです。S署が現地署との照会で、現在時価2,000万円～2,500万円と判明しました。父に相続税も近く非居住者として決定があるとか、そして、父の相続税にその土地は、時価で加算になる。相続税は外国税額控除ができるとか。

**A** 署に積極的に事前に相談に行ってよかったです。そのとおりです。1億1千万円の遺

### 在外財産と 相続税

産の計算には、ハワイの土地は500万円で計上したのですね。

**Q** ハイ、先生、しかし、署の指導で時価が相続税の決定で判るし、外国税額控除の基となる米国の税額も近く判る見込みです。先生、応援してください。

**A** 承知しました。M 郎さん。所轄S署にも連絡し、具体的なハワイ所轄署からの相続税も把握して、父上の相続税の計算に正確を期します。

**Q** お引受けいただき母ともども感謝します。M家の基礎控除は母と兄弟4人での1億円です。ハワイの土地の時価ベース加算で遺産は1億2千万円以上にはねあがるでしょうと署の方にいわれました。時価ベースとは？

**A** 日本の路線価方式、評価ベースではありません。郎さんがいう2,000万円2,500万円が遺産の別荘地評価ということです。

### ナマの税務相談室

## 2 医療費控除の対象となる医療費の範囲

特定健診のための費用は医療費に該当しませんが、その結果が上記「1」と同等の症状と診断され、かつ、引き続き特定診断を行った医師の指示に基づき特定保険指導が行われた場合には、その特定健診のために要した費用は、医療費控除の対象となる医療費となります。

### 3 留意点

特定保険指導に基づく運動を行うための費用や食生活の改善指導をふまえた食品の購入費用は、医師の診療等を受けるために直接必要な費用や治療・療養に必要な医薬品の購入の対価に該当しないので、医療費控除の対象となりません。

### 4. e-Tax

e-Taxによって申告する場合には、医療費の領収書の提出に代えて、記載内容を入力して送信することにより書類の税務署への提出または提示を省略することができます。但し、確定申告期限から3年間は、添付書類の提出または提示を求められます。